

委員等提出資料

社会的養育専門委員会委員提出資料

・ 安部委員	P 1
・ 奥山委員	P 3
・ 中村委員	P 7
・ 畑山委員	P 10
・ 藤林委員	P 12
・ 宮島委員	P 18
・ 横田委員	P 22

その他提出資料

・ SBS／AHTを考える家族の会	P 25
・ 埼玉弁護士会子どもの権利委員会等	P 30

安部委員

1 1 ページ（1）① 2 つ目の○

「・妊娠届を出さず妊婦健診を受けないまま自宅出産や 0 日死亡となる事例の発生予防に向け、妊娠 SOS 相談や特別養子縁組制度等の広報についても強化する」を付け加える

2 2 ページ 1 番下の○

「低下するようなことがないように」の後に「少なくとも市町村子ども家庭総合支援の必要人数を上回る人員を配置するなど」を加える

3 9 ページ④3 つ目の○

「マッチングに加え」の後に「親子関係形成プログラムの提供を行い、さらに」を加える

4 9 ページ 1 番下の○

フォスタリング機関が児童福祉施設になるなら、自立援助ホームも同様にしては（提案）

5 12 ページ下から 2 つ目の○

一時保護状への不服申し立てについて、「保護者や子どもからも行えるようにすべき」との意見について

①子どもが一時保護を望まない場合は、児童相談所は強制的に一時保護をすることが現実的にできないし実施しない

⇒ そのたけ子どもからの申立ての制度は必要ないのでは（作っても使われない）

②保護者については、虐待等で職権保護した場合は、保護者は一時保護状への不服申し立てを行うことが想定される。しかし論点は児童相談所の判断そのものになる。

⇒ 保護者からの一時保護状への不服申し立ての仕組みではなく、児童相談所の一時保護決定の行政処分への不服申し立てで行うべき

6 13 ページ上から 4 つ目の○の下に

「○保育所や学校、市区町村等の関係機関から児童相談所に一時保護の要請がなされても、児童相談所が一時保護を行わない場合には、現状では関係機関からの変更申し立ての制度がない。このような場合の児童相談所の判断の適否を判断する法制度について検討する」を加える（提案）

奥山委員

とりまとめ骨子案への意見

奥山真紀子

ここまで、様々な議論からとりまとめ骨子を作成して頂き、在宅支援や自立支援が前進することに対しては評価できる内容と考えます。ただ、以下の点に問題があると考えているので、ご修正をお願いしたいと思います。

P7 最初の○

①家庭復帰（親子再統合）の支援とその成果に関しては、後段の特別養子縁組・養子縁組と連動させる必要がある。つまり、親子再統合だけを取り出して義務付けるのではなく、子どものパーマネンシー保障（永続的解決）自体を義務付けるべきである。

②家庭復帰（親子再統合）に関しては、親だけ、子どもだけでバラバラに行うものではない、子どものいる施設、里親さんとの十分に連携、および親の居住している市区町村との連携が基本であることを明記すべきと考える。

P8 6行目

この文章では、医療を指導するように読める。下記のように変更すべきと考える。

医療の提供を促す⇒医療の受診を促す

一つ目の○

児童発達支援センターが愛着障害等の親子関係で起きてきている問題にも対処してもらえるような形にすべきと考える。

P10 上から3つ目の○および②の3つ目の○

どのような子どもを預かっても措置費に変わりはないため、ケアが難しい子ども程受け入れ先がなく、一時保護所に長期に滞在してしまう子どもも少なくない。新しい社会的養育ビジョン（P31）でも提言した通り、ケアニーズに応じた措置費・委託費体系の構築に早急に取り掛かるべきであり、「中期的な議論」ではなく、期限を決めて議論を始めるべきである。

＜参考＞新しい社会的養育ビジョン P48

・代替養育における子どものケアニーズの内容や程度による加算制度の導入（年齢、子どもの行動上の問題及び心理的問題、医療的ケアの必要性、障害支援区分など）【国】（平成29年度から準備、試行を重ね、必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）

P11 上から2つ目の○

具体的方策を明記すべきと考える。

P11 (4)の①

子どもが拒否しているときも司法審査の対象とすべきである。

P13 ②の一つ目の○

「登校や学習支援」では「学習支援」で良いことになってしまう恐れがある。原則登校させることとし、子どもにとって登校が不利益になる時には「学習支援」が提供できるようにすべきである。

②の二つ目の○

一時保護の特性として、ケアの困難性という大人からの視点しか入っていない。子どもにとって、親からの分離という大変な経験をしていることと子どもにとって福祉との出合いの重要な場であることを明記すべきである。

②の三つ目の○

定員超過解消の計画を立てる上で、新たに作るにあたり重要な点は、里親への一時保護委託、施設の一時保護専用施設の設置等、できるだけ家庭、それが困難な時には地域分散型小規模な形になるように計画を立てるべきであることを明記すべきである。

P14 一つ目の○

評価者の専門性が必要であることも明記すべきである。

P16 ③の2つ目の○

「このため」⇒「福祉分野での権利擁護は喫緊の課題であるため」に変更すべきである。

③の3つ目の○

「省庁横断的な検討が必要である」と第三者のような書きぶりである。重要な点であり、早急な設置が必要と考えていること、それを他省庁に伝えて、実現を図る必要があることを明記すべきである。

④の○

現在、評価を受ける側が評価者を選定できることになっており、評価者は厳しい評価をすると翌年選定されない危険を感じて、厳しい評価がなされないという指摘がある。また、県に1~2か所しかない機関（児相、一時保護所、フォスタリング機関、児童自立支援施設など）は県が指定する事業者で評価することは不可能に近い。早急に評価機構（機関）を

構築する必要がある。期限を決めて構築に向けた検討を開始すべきである。

⑤の一つ目の○

25歳で子どもが自分の過去を忘れなくなる状態がある。早急に解決すべきである。何時ごろまでに、どのようにこの点を解決するのかを明示すべきである。

P18 下から二つ目の○

ケア・リーバーの切実な問題として、メンタルヘルスの問題は大きい。自立支援を提供する拠点では、単に医療を紹介するというのではなく、相談に乗る体制が必要である。

P20 (1) 最初の○

ずらずらと並べても、わかりにくい、厚生労働省案と独立資格案の双方のメリット、デメリットを分かりやすく表にして提示すべきである。

P23 一番下の○

IT化に関しては、現状の各児童相談所や市区町村のシステムが使いにくい状況にある。ここに記載されているシステムでは転記が必要な場合もあり、児童相談所の負担になっている危険もある。より良いシステムにするべく、早急に調査して方向性を示す必要があると考える。

P24 (3) の○

中核市の児童相談所設置が進んでいない。より対策を強める必要がある。そのことも明記すべきである。

以上

中村委員

令和 3 年 11 月 30 日

第 38 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

構成員意見

Children's Views & Voices (CVV)

副代表 中村 みどり

1. 里親制度の柔軟な運用について

現在の里親制度には、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親、ファミリーホームがあるが、今後、一時預かり事業の環境整備を進める中で、多様な親子のニーズに答える必要性を鑑みると、里親種別について検討が必要である
と考える。

(例) 親子を一緒に受け入れてくれる里親家庭

一時保護に特化した里親家庭

障がい児の受け入れに特化した里親家庭等

上記の様な、新たな種別の創設を視野に入れた検討をお願いしたい。

2. 里親家庭でおこる被措置児童等虐待を防ぐ

(1) 里親登録の要件

現在の里親登録の要件はあるものの、自治体によっても差が生じている。
多様な里親家庭が必要な一方で、被措置児童等虐待を防ぐためにも、子どもの
権利に根ざした、登録要件の見直しや里親研修のカリキュラムの見直し、里親
が行う養育に関する最低基準の変更等も必要ではないかと考える。

参考

養育里親認定要件（厚生労働省 養育里親認定要件）

次の①から③のいずれにも該当する者

① 養育里親研修を修了したこと

② 養育里親になることを希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと

③ 経済的に困窮していないこと

欠格事由

① 成年被後見人又は被保佐人

- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ この法律及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の養育に関し著しく不適当な行為をした者

（２）里親支援について

現在、チーム養育の重要性や包括的な里親支援について浸透しつつあるが、一部の事業のみを民間に委託する自治体もまだ存在している。

ガイドラインの記載にもあるが、里親が相談しやすい環境を整えるには、一貫した体制で継続的に里親支援を提供する事が望ましいと考える。

また、まだ各関係機関の中には、里親業務に携わる人以外は、里親制度を十分にご理解いただけていない状況にあるといえる。

子どもを中心に、児童相談所、里親、里親支援専門相談員、フォスタリング機関等との役割分担やチームワークをより促進するための取り組みが必要であると考える。

フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン（平成 30 年 7 月 6 日）

フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。

畑山委員

令和 3 年 11 月 30 日

第 38 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

措置解除後の実態把握調査（ケアリーバー調査）に関する意見

NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス（IFCA）

IFCA の活動目的は、

「ユース・アドボカシーによって社会的養護制度・政策をより良い方向に変えること

1. 2020 年度ケアリーバー調査の成果

- ① 全国レベルで措置解除後のベースラインが把握された
- ② 当事者委員会が設置され、調査設計の段階で当事者の声が入った
- ③ 対象者の半数以上に調査票を送ることができず、つながりの途絶えている状況が把握された

2. 公的責任におけるケアリーバー調査の継続を

- ① ケアリーバーの実態把握に対する国と都道府県の責務を明確にして、ケアリーバー調査の定期化・継続化をお願いしたい

新しい社会的養育ビジョン

ケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態の把握【国】 p54

ケア・リーバーの実態把握の自治体の責務化と毎年の公表の実施【都道府県】 p55

- ② ケアやサービスを受けた若者の声から児童福祉・社会的養護のシステムの議論を：ケアリーバー調査から明らかになった課題を、社会的養護制度の問題として早急に制度を改善するよう検討していただきたい。

3. 今後のケアリーバー調査への具体的な提言

- ① 対象：一時保護所のみで家庭復帰となった場合を対象に加えるべき
- ② 回答方法：施設や里親等の養育者を経由しない形での回答方法を検討するべき
- ③ 回答への応答：回答への謝礼を検討するべき。回答結果のフィードバックを行うべき
- ④ 当事者参画：調査設計からの参画、ケアリーバーがインケアの子どもたちへのヒアリングを行うなど、ケアリーバー調査への当事者の参画を検討いただきたい。
- ⑤ 質的な把握：2020 年度ケアリーバー調査の自由記述から得られる声も多い。質的な調査・分析も必要。

藤林委員

構成員意見(2021 年 11 月 30 日分)

1 骨子(案)「IV I~III を実現するための基盤整備(1)人材育成」について

骨子(案)「IV I~III を実現するための基盤整備(1)人材育成」における、「新たな資格」の議論は専門委員会の中で伯仲しており、未だ議論の半ばであるにもかかわらず、一方の主張が詳細に記載されており、専門委員会としての議論を客観的に表したものとは言えない。より客観的で正確な骨子(案)として、私案を示す。なお、本私案における文言のほとんどは、第 36 回専門委員会において「子ども家庭福祉分野の資格・資質向上 について(案)」から引用した。

子ども家庭福祉分野の新たな資格について、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で、子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成するため、下記の基本的な考え方を元に議論を行ってきた。

- ・子ども家庭福祉分野の専門性を客観的に評価し担保できる仕組みとして、資格を創設すること
- ・既存のソーシャルワークの資格の養成課程では学びが十分でないため、これをしっかりと学ぶ場を設けること
- ・都道府県(児童相談所)、市区町村、民間の児童福祉施設など、幅広い活躍の場があること
- ・学生や既に現場で働いている社会人等、多様な人材が取得できる資格とすること
- ・既存の資格との関係に留意して制度設計すること(既存のソーシャルワークに関する資格である社会福祉士・精神保健福祉士は、養成課程に共通の科目を設定し、ソーシャルワークの共通基盤を担保できるようにしている)

この考え方を元に、下記の 2 通りの制度設計の案、「上乗せ案」「独立型案」について議論を行った。

・「上乗せ案」は、社会福祉士専門科目あるいは精神保健福祉士専門科目の上に、500 時間程度の子どもの家庭に関する科目(社会福祉士あるいは精神保健福祉士専門科目 120 時間、子どもの家庭に関する専門科目 180 時間、演習・実習 210 時間)を置き、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間の認定機構(仮称)が、個々の養成校が実施する教育課程や、職能団体等が実施する研修課程を認定する仕組み。教育課程・研修課程を修了した者は、認定機構(仮称)から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)として認定。また、当分の間は、子ども家庭福祉分野で 4 年以上実務経験のある者は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも新たな資格を取得できること。

・「独立型案」は、ソーシャルワークの共通基盤を担保した「養成過程共通科目」の上に、精神保健福祉士と同等の 690 時間(子どもの家庭に関する専門科目 300 時間、演習・実習 390 時間)あるいはそれ以上の子ども家庭福祉専門科目を置き、専門性を客観的に評価し担保するために、国家資格として既存の社会福祉士・精神保健福祉士とは独立した、子ども家庭福祉士(仮称)資格とするもの。社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも新たな資格を取得できること。

また、骨子(案)「IV I~III を実現するための基盤整備(1)人材育成」における 2 つの案に対する議論について、骨子案ではその違いがわかりにくいため、論点ごとに違いがわかるように下記にまとめた。各論点について十分な議論を深めた上で、骨子案に反映させるべきである。

論点	上乗せ案	独立型案
ソーシャルワークの共通基盤の捉え方	幅広いソーシャルワークの力を持つ人材が求められており、子ども分野に特化した人材よりも総合力をもつ人材を養成する必要がある。そのような観点からも社会福祉士や精神保健福祉士資格を共通基盤とすべき。	幅広いソーシャルワークの力を持つことは、子ども家庭福祉分野においても必要なことである。この力は、養成過程共通科目で担保されており、現に精神保健福祉士では、養成過程共通科目の上に専門科目を置いている。
自治体におけるソーシャルワーカーの採用	自治体の現場の立場からは、子ども分野に限らず、高齢、障害、女性も含めた幅広いソーシャルワークの力を持つ人材を求めており、子ども分野に特化した人材よりも総合力をもつ人材を養成する必要がある。	自治体で求めるソーシャルワーカーには、ジェネラルソーシャルワーカーである社会福祉士と、精神保健福祉士のようなスペシフィックソーシャルワーカーの両方が、求められている。なお、自治体で採用された精神保健福祉士は、養成過程共通科目を学んでいるため、精神保健福祉業務以外の他分野におけるソーシャルワーク業務に従事している例もある。同様に、養成過程共通科目を学んだ子ども家庭福祉士も、子ども家庭福祉分野以外でも、キャリアラダー上必要であれば、活躍することが期待できる。
自治体以外の子ども関係の機関におけるソーシャルワーカーの採用		自治体以外に、保育所等、学校、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童養護施設等入所型児童福祉施設、小児科医療機関等の子ども関係の機関においては、子ども家庭福祉の専門人材を多く必要としている。これらの機関においても、幅広いソーシャルワークの力が求められるが、養成過程共通科目を学ぶことで対応が可能である。
ソーシャルワーカーの統合・一本化	「人々の権利を擁護し生活を支援する」というソーシャルワークの理念から既存資格についても早期の統合一本化を目指すべきで、資格を別とせず上乗せの認定資格が妥当なこと。	既存の社会福祉士と精神保健福祉士の統合や一本化の具体的な目処が立っていない現段階において、いつになるかわからない統合や一本化を待つことはできない。

マンパワーの速やかな確保	支援を必要とする子どもが多い現状において、現場で働く当該支援に対応するマンパワーの速やかな確保が必要という状況を踏まえると、まずは時間を要さない認定資格から導入すべき	認定資格と国家資格で導入するスピードに大きな差はないと考えられる。参考までに、精神保健福祉士法は1997年9月に成立、1998年4月施行。1999年1月に試験、1999年3月31日に合格者を出している。
既存資格の専門性を高めることで対応	社会福祉士の対象とする分野は高齢者以外に広がっている。そういった見直しを不断に行い、専門性を高めることがまずあるべき。	子ども家庭福祉分野は、精神保健福祉分野と同様、措置制度が重要な意味を持っている。また、サービスの受け手は、子どもと家族であるが、時には利害が反する場合もある。これら特殊性を考慮すると、精神保健福祉士と同様の、専門的な養成が必要である。
人材の評価のあり方	子ども家庭福祉の人材は、ソーシャルワークを実践的に体現できる人材であるべきで、その評価は試験ではなく、演習・実習を含めたカリキュラムを中立の認定機構(仮称)が厳格な認定を行うことにより担保するべきであること	子ども家庭福祉の人材は、ソーシャルワークを実践的に体現できる人材であるべきで、実効性のあるソーシャルワーク演習・実習を含めたカリキュラムの構築が必要。また、演習・実習での単位取得については厳格な判定が必要である。さらに、専門性を客観的に評価する試験を行い、両者が必要である。
専門性を客観的に評価し担保できる仕組み		専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」とは国家試験に他ならず、全国共通の試験のない認定資格では、専門性の客観的な評価とは言えず、子ども、保護者、関係機関からの信頼を得ることが困難。
十分な専門的なカリキュラム		子ども家庭福祉における措置制度などの特殊性や子ども・家庭のアセスメントの複雑さからは、精神保健福祉士と同等以上の時間数を確保すべきである。
児童福祉司任用要件		民間の認定機構(仮称)による認定資格では、社会的信頼度が低い。また、法律上任用要件に位置づけられるか疑問である。仮に、専門的なカリキュラムも不十分で国家試験という客観的な評価のない上乗せ型認定資格を、児童福祉法13条の児童福祉司任用資格に位置付けた場合、2016年改正児童福祉法以降の、児童福祉司の専門性強化に逆行するものである。
多様な人材	経過措置として、当分の間は、4年以	上乗せ型の経過措置はいずれなくな

が取得できる資格制度	上実務経験のある者は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも新たな資格を取得できるので、現任者が資格を取得しやすい。	るものであり、将来的には、現任者は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得せざるをえず、資格取得のハードルが高い。また、他分野の保育士、保健師、弁護士等が資格取得を目指す場合も、社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得することが要件になっているのであれば、多様な人材が資格を取得することは困難
資格を取得するインセンティブ	新たな資格を有する方の現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーの要件を概ね 5 年から概ね 3 年に短縮し、なりやすい仕組みを構築するなど、施設等を含め、インセンティブを設定すること	精神保健福祉士養成過程よりも少ない座学と実習時間でしかも試験がない認定資格に、短期間でスーパーバイザーになれるといったインセンティブを与えることは、現場に混乱を招く。しっかりとした専門課程を修了し、国家試験を合格した者にのみ、その専門性に応じたインセンティブを設定すべき

2 権利擁護について

(1) 「意向」ではなく「意見」

本骨子案は、「子どもの意向表明を支援する活動」のように、意向という言葉が多用されており、子どもの意見、あるいは、児童の意見という言い回しはわずか3カ所に過ぎない。児童福祉法、子どもの権利条約（子どもの権利条約 12 条 **views** は日本政府訳で意見と訳されている）共に、意向ではなく意見であり、「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」においても「子どもの意見表明権の保障」と記載されており、意向ではなく意見と記載すべきである。

(2) アドボケイトの独立性

上記「子どもの権利擁護ワーキングとりまとめ」においては、「意見表明支援員は、行政機関や児童福祉施設に対して子どもの意見を代弁し、時にはそれらの機関が行う決定や子どもの支援等について見直しや改善を働きかける役割を担うものであることから、それらの機関との間に利害関係が無いという意味での独立性が求められる」と記載されている。本骨子案においては、「都道府県等は自らまたは外部に委託をし、意向表明支援(アドボケイト)を行うことができるものとする」と記載しているが、この記載では、行政機関が自らアドボケイトを行うように読めてしまい、「子どもの権利擁護ワーキングとりまとめ」における独立性に欠けるものである。そこで、「都道府県等は、児童相談所等の行政から独立した外部機関に委託することを基本」とするなど、独立性を明確にすべきである。

(3) 研修プログラムの作成

骨子案においては「意向表明支援の役割を担う者は、研修などでその資質を担保する仕組みが必要であり、国による研修プログラムの作成など必要な支援を講じる必要がある。」とあるが、国が研修プログラムを作成してしまうと、独立性が損なわれ、「官製アドボケイト」ができてしまうことが懸念される。実施するうえで必要な、「独立性などの基準」や「研修プログラムモデル」は、「子どもの権利擁護ワーキング」のようにアドボケイトの専門家や社会的養護経験者などで検討、作成されるべきである。

宮島委員

第 38 回社会的養育専門委員会（2021 年 11 月 30 日）への提出意見

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

骨子案についての意見とこれまでの議論について私なりに整理したものを記し、以下のとおり提出します。

- 1 示された骨子案については、意見が一致したことと、複数の意見が平行していることを、適切に反映してまとめたものとして支持します。また、前回の会議で申し上げた点も取り入れて頂いていることを感謝しています。

そのうえで、表現の修正や追加の記述が必要だと考えることについて、具体的に提案しますので、検討してください。

- ① 「支援を確実に結びつける体制の構築」他 p 1 の記述について、以下のような表現ではどうか。

理由：当事者の主体性と政策立案者・支援の担い手の役割の関係が曖昧に感じる。

→支援を確実に届ける体制の構築

確実に支援が受けられるためのつながりを保障する環境の整備

生まれる前からのつながりを保障する機会

つながりを保障する機会の量的拡充

つながりを保障する機会の質的改善

- ② 「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもが悩み等を気軽に相談できる環境が必要である。」 p 1 の記述について、「気軽に」を削除してはどうか。

理由：比較的軽微な内容の相談も深刻で難しい内容の相談も受けられることが重要。気軽に、「抵抗なく」を意図した表現であると推察するが、後者が排除され、相談の質が軽薄なものになりかねない。削除するか「抵抗感なく」「安心して」に置き換えることが望ましいと考える。

- ③ 「加えて、家庭環境、養育環境をよりよくするための支援は」 p 3 とあるが、以下のように改められないか。

理由：善し悪しは、支援する側の価値観の押しつけになり、当事者の主体性を奪ったり当事者からの拒否につながったりする。問題の改善を願い、支援を成功させるためにも、支援者は、自らの価値観に自覚的である必要がある。

→「加えて、家庭環境、養育環境を整えるための支援は」

- ④ 「優先的に支援を必要とするにも関わらず支援を拒んだり支援を求めることができない等の」 p 3 一部記述の順を入れ替えてはどうか。

理由：当事者像としてイメージされるものが変わってくる。拒否も様々な背景があ

り、支援を求めることができないことの一形態として捉えられる。対応のあり方に影響を与える。

→優先的に支援を必要とするにも関わらず支援を求めることができなかつたり支援を拒んだりする等の

- ⑤ 「いつどのように対応を行うかも含めた行動計画を作成すること」とあるが、「いつだれがどのような対応を行うかを具体的に取り決める支援計画を作成すること」に改められないか。 p 5

理由：積極的な姿勢と評価できるが、形式面が強調されて受け取られ、作業量が増える一方で内容の充実が進まないことを懸念する。

- ⑥ 「永続的な解決」という表現を使用する場合、本文中に「 」をつけて表記することが望ましいのではないか。 p 9

理由：英語表現の日本語訳であることを理解してる。そこに込められている考え方もある程度了知しているが、国内で広く共有されているとまではいえない。また、血縁関係に関する意識の違いを踏まえて、当事者への配慮が必要ではないか。特に「解決」という言葉の意味を、子ども、実親、養親の現実にも照らして議論する余地があると考ええる。

- ⑦ 「それぞれの「養育に関する最低基準」の維持を図っている点などを踏まえ」 p10 は、「それぞれの「養育に関する最低基準」を満たし、その水準を維持し、それをさらに向上させる役割がある点などを踏まえ」に改める必要があるのではないか。

理由：最低基準の意味は、文字通り、「どうしても満たさなければならない最低の基準」であるため、「維持」が重要である。ただし、文脈上は、チーム養育の意味や施設スタッフや支援機関の役割の説明とも受け取られることから、「基準を満たせばよい」「維持すれば良い」という誤解を生じさせないようにする必要がある。

- ⑧ 社会的養育経験者の自立支援の記述 p17 に関して、以下の内容の追加を検討してください。

ア 本人が退所・委託解除後では、本人のみで解決することが難しい課題の解決のための支援を措置中に確実に行うこと

例：国籍の取得、より安定的な在留資格を得ること、外傷痕の整形手術等費用が高額となる医療を受けること

イ 支援者が知識や技術を持たないために、本人が受けることが可能な他の領域の福祉サービスや福祉を超える様々な社会サービス・法的利益を受けることの機会を失わせないようにすること

理由：若い支援者が多いことや、子どもと支援者の2者関係で支援が展開されることから、前述のような事例が散見されるため

- 2 以下の資料は、これまでの議論について私なりに整理し、現場及び支援者に必要なものを明確にしたいととて作成したものです。

子ども家庭福祉領域の新資格

力量の向上が必要という点では一致 あり方については2分

社会・精神保健福祉士資格に上乗せ

- 社会福祉専門職として不可欠な基礎的な教育訓練を受けて、その習得の有無を、社会福祉士等の試験によって審査する。
- 子ども家庭福祉領域において求められる内容を上乗せする。
- 上乗せの内容を定め、単位認定の適否は、第三者機関で厳密に審査する。
- 児童相談所等の現職者ルートを重視する。
- 人材確保に苦慮する現場状況に配慮
- 国家資格を有しない子ども家庭福祉領域の現職者に配慮し、経過措置を設ける。
* ソーシャルワークの共通基盤の獲得は、研修等を受ければ、試験は課さない。

別に第三の国家資格を創設する

- 社会福祉士は高齢者福祉のための資格である。
- 精神保健福祉士は、精神疾患や精神障害の方を支援する医療モデルの資格である。
- 子ども家庭福祉がカバーする範囲は広い。狭い範囲のものの上に、広い範囲のものを載せるのは適切ではない。
- 上乗せ案では、教育訓練の時間が足りない。
- 試験を課さなければ、実践力の有無を客観的に評価できない。
- 上乗せ案の場合には、経過措置を恒久的なものとするべきだ。

※事実と反する内容が多数あるのではないか。

15

現場に必要なもの 機関やワーカーに足りないもの

以下だと考えます。

- 1 調査力、とりわけ面接力
- 2 総合的、俯瞰的に当事者の状況を「理解する」力
- 3 指導力ではなく、当事者（まずは子ども、次に保護者、家族全体）のニーズを把握し、現実的な支援プラン（子どもの保護も含む）を組み立てる力
- 4 当事者となつながら、関係者の参加を促進する力、調整する力
- 5 実際に利用できるサービス（要件、量、質）
- 6 スーパービジョンと組織的な管理

12

横田委員

骨子（案）等に関する私見

横田光平（同志社大学）

1 一時保護の解除について（骨子（案）12頁）

一時保護の司法審査において、手続開始前に一時保護を解除した場合を除くと、短期の一時保護と解除が繰り返され、結果的に長期の一時保護となる可能性が指摘されていますが、短期間に一時保護と解除を繰り返し子どもの生活環境を何度も変更させることは、それだけで子どもの福祉に反する疑いが強く、まして司法審査手続回避を目的としてそのようなことを行うことは他事考慮であり、明らかに裁量の逸脱・濫用といえます。そのような対応は、国家賠償請求訴訟が提起された場合、児童相談所を設置する地方公共団体の賠償責任が認められる可能性が高いため、実際にはそのような対応のおそれはさほどないと思われる。

求められている厚生労働省の防止策としては、児童相談所を設置する地方公共団体に対し、上記の事情を周知徹底することが考えられるでしょうか。

2 意見聴取・手続参加（検討会意見1頁）

「司法審査で一時保護を却下されたとき、家に帰りたくないという子どもの意見を汲み取るための不服申立手続が必要ではないか」との意見について。

28条審判の却下審判についても同様の問題がありますが（家事事件手続法238条）、親権停止・親権喪失審判の却下審判について子ども本人が即時抗告できること（同法172条）との違いは、行政が自らの判断で職権により子どもを保護しようとする場合の手続であって、子ども本人による申立てを認めると行政判断との関係が問題となりうるという点にあるでしょうか。しかし、却下審判に対する不服申立手続であれば、もともと一時保護を予定していた行政の判断との関係は問題とならないように思われます。

例えば児童相談所が司法審査手続の時点で把握している虐待の事実とは別に、子どもが直ちに声に出すことができない性虐待等の事実があるような場合に、まずは子ども本人による不服申立ての機会が保障されるべきではないでしょうか。

現在においても、家に帰りたくないという子どもは、一時保護の継続を求める非申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法3条6項1号）を理論的には提起できるはずですが、子ども本人は訴訟行為を行うことができないため（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法31条）、訴えの提起は法定代理人によらざるをえず、結局、一時保護の継続を求める訴訟を提起することは難しいのが実情です。しかし、これは当然のことと捉えられるべきではなく、子どもにとっての救済手段の欠陥であると考えべきです。

訴訟手続よりも簡易な司法審査手続については、同じく親権を制限する親権停止・親権喪失審判と同様に考えても良いのではないのでしょうか。具体的には骨子（案）に示された児童相談所からの不服申立手続について、子ども本人を申立権者として追加すべきと考えます。

なお以上とは逆に、司法審査で一時保護が承認された場合については、家に帰りたい子ども及び保護者は、①（1）一時保護自体に対して行政不服審査法に基づく審査請求（執行停

止を含む)を申し立て、また、(2) 取消訴訟を提起し執行停止を申し立てることができます。そして、②それらの救済手続においては、司法審査手続における裁判所の承認は救済の妨げとはなりません((1) 審査請求は違法だけでなく不当も審査できる、(2) 取消訴訟はより厳格な訴訟手続)。したがって、却下の場合とは不服申立手続の意義が異なりうるので、仮に却下審判に対してのみ不服申立手続を認めても必ずしも矛盾とはいえません(この点は親権停止・親権喪失審判とは異なります)。

3 司法審査の対象(検討会意見1頁)

子どもが一時保護に反対しているケースを司法審査の対象とすべきとの見解については、一時保護の司法審査を親権者等の同意が得られない場合に限定するのと同様に、同意の有無によって手続的要請が異なることになるので、後の紛争で同意の有無が問題となる点を指摘することができます。

そして、この点は親権者等の同意の場合以上に問題となると思われます。親権者等の同意の有無については、一時保護の際に、後で争われる場合に備えて書面による同意を得ておくといった実務対応も考えられますが、子どもの意思について同様に考えることができるでしょうか。

まず、子どもが反対しているとの意思が認められて司法審査の対象となるか否か、子ども本人が納得できるような明快な判断が示されなければ、一時保護自体に対する子どもの受け止め方に影響するのではないのでしょうか。そして、たとえ書面による同意を求めたとしても、親権者等であれば、後で翻意しても一時保護の開始自体については同意した自己責任といえるかもしれませんが、一時保護される子どもに対して、同意した(あるいは強く反対しなかった)「自己責任」を突きつけることは適切といえるのでしょうか。

このように考えると、一時保護の司法審査に子どもの意思を反映させることを重視するのであれば、全ての一時保護について司法審査を求めることになるように思われます。あらためて慎重な検討が求められるのではないのでしょうか。

4 面会通信制限(検討会意見2頁)

「行政指導については、司法審査の対象にはなり得ない」との説明がありますが、適切でないと思います。国家賠償請求訴訟の対象となることはひとまず措くとしても、行政訴訟についても、行政指導には処分性がないとして否定されるのは抗告訴訟(行政事件訴訟法3条)であって、行政指導に関連して権利義務関係を争う必要がある場合には実質的当事者訴訟(同法4条)が認められるはずです。

面会通信制限については、行政指導であっても実際は命令に近い場合があることから、判例によれば例外的に抗告訴訟が認められる余地があるほか、面会通信に関する法的地位が実質的当事者訴訟で争われることは十分に考えられます。必要な限度を超える面会通信制限は、たとえ行政指導として行われていても司法判断によって否定されうる点に留意する必要があります。

S B S / A H T を考える
家族の会

厚生労働省社会保障審議会児童部会
社会的養育専門委員会 御中

令和3年11月30日
SBS/AHT を考える家族の会
代表 菅家 英昭

意見書

(一時保護時の司法審査に関する「骨子案」について)

私たちは、児童相談所による過剰な一時保護を経験した家族が集う団体です。私たちも子どもの命を最優先に考えた一時保護制度の必要性は十分理解しております。ただ、第37回厚生労働省社会保障審議会児童部会・社会的養育専門委員会（11月16日開催、以下「審議会」といいます）で示されました一時保護時の司法審査に関する「骨子案」を拝見しますと、子どもの最善の利益にかなう制度になるとは思えず、現在の議論状況を深く憂慮しています。

下記の意見を踏まえた上で議論を進めて頂きますよう、どうか宜しく願い申し上げます。

記

【意見①】子ども・保護者への意見聴取の機会を設けない手続きは条約違反です

【意見②】子ども・保護者側のみ不服申し立てができない制度は不公平です

【意見③】誤認保護や過剰保護を防ぐ仕組みに関する議論が不十分です

【意見④】児童相談所側が期待する司法関与の効果は得られません

【意見⑤】「すべての一時保護事案で2か月ごとに司法審査が行われる」ように見直すべきです

【意見⑥】司法審査の対象から面会通信制限を除外すべきではありません

【意見⑦】さらに具体的論点を詰める協議の場が必要です

意見に対する理由

【意見①】 子ども・保護者への意見聴取の機会を設けない手続きは条約違反です

骨子案では、児童相談所が提出した資料のみに基づいて裁判官が一時保護の適否を判断する仕組みになっています。裁判官が子ども・保護者の意見を直接聴く機会を用意されていません。

児童の権利に関する条約（以下「条約」といいます）においては「すべての関係当事者は、1の規定（注：一時保護時の司法審査を義務付ける規定）に基づくいかなる手続きにおいても、その手続きに参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する」（9条2項）と記載されています。

また、国連児童の権利委員会からも「（親子分離は）子及びその親の意見を聴取した後に行なわれるよう確保すること」が要請されています。子ども・保護者への意見聴取を省略した骨子案は条約に反するもので、見直しが不可避です。

子どもの命や健康を最優先に考えることは当然ですが、一方で、家庭や慣れ親しんだ環境から突然引き離された子どもの心情、生活への影響は甚大です。保護者や兄弟姉妹の受けるダメージも深刻です。不利益を被る当事者の主張を裁判官が直接聞くこともなく一時保護の判断がなされる仕組みは条約違反です。

【意見②】 子ども・保護者側のみ不服申し立てができない制度は不公平です

骨子案では、裁判官の審査に不服申し立てができるのは児童相談所だけで、子ども・保護者からの不服申し立ては認められていません。

一時保護は、子どもの権利と親権の行使を大きく制約するものです。だからこそ、条約も司法審査を義務付けて判断の適正性を確保しようとしているのです。そうであれば、むしろ子ども・保護者側のみ不服申し立てを認めるべきだと考えても不自然ではないはずです。

児童相談所側のみにも不服申し立てを認めることは、明らかに不公平なもので、到底受け入れることはできません。

【意見③】 誤認保護や過剰保護を防ぐ仕組みに関する議論が不十分です

虐待や不適切な養育をしていないにもかかわらず、突然に親子が引き離され、1年以上経過した事例があることが明らかにり、社会でも注目を集めました¹。

しかし、骨子案には、誤認保護を防ぐ仕組みがありません。また、過剰な一時保護を防止する必要性についても何ら言及がありません。

子どもの命を最優先にした一時保護が必要であることには、私たちも異論はありません。ただ、虐待や不適切な養育等を疑わせる相当な根拠等がない場合

¹ 一例として、当時生後50日の乳児が腕を骨折したことで1年3か月にわたって一時保護された事案で、2020年9月に市長が誤認保護を認めて両親に謝罪した兵庫県明石市の事例。この事例では、明石市が第三者による検証委員会を立ち上げており、その検証報告書も公表されています。なお、その報告書では、児童相談所が28条審判申し立てを行った後、裁判所の助言にも耳を貸そうとせず、当初の虐待の見立てに固執し続けた点が問題である旨指摘されています。

にまで一時保護が濫用されない仕組みにしておくことも同様に大切なことです。こうした仕組みがなければ「安心して子育てのできる社会」が実現することにはなりません。

審議会では一時保護の要件について具体的な案すら示されていません。一時保護の要件を、誤認保護や過剰保護を可及的に防ぐ機能を備えたものにできるかどうかは極めて重要です。今後、一時保護要件を明確化するにあたっては、この点も踏まえた議論をお願い致します。

【意見④】児童相談所側が期待する司法関与の効果は得られません

司法審査の導入により、これまで児童相談所のみの権限と責任で行ってきた一時保護処分に司法が関与することになります。児童相談所と子ども・保護者との対立関係の緩和も期待されているのだと思います。

しかし、骨子案は、逮捕状類似の「一時保護状」を想定しており、発付にあたっては裁判所の判断理由すら示されないように思われます。判断理由すら示されない場合には、一時保護される子ども・保護者の納得が得られることはあり得ません。

これまで、児童相談所と対立しても司法による救済に望みを抱いていた保護者も少なくありませんが、司法により児童相談所の判断が追認されるだけであれば、保護者は最後の希望であった司法にも見放されたと感じてしまいかねません。保護者にとっては、このような司法審査を導入することは、むしろ手続的な保障の観点から後退しているようにすら感じられます。

【意見⑤】「すべての一時保護事案で2か月ごとに司法審査が行われる」ように見直すべきです

平成28年改正で一時保護の延長承認審判が導入され、一時保護が2か月を超える場合には司法審査が入るようになりましたが、これには重大な例外があります。すなわち、児童相談所により28条審判の申し立てがなされたときは、一時保護の延長についての2か月ごとの裁判所の承認が不要なのです（児童福祉法33条5項但書）。

実際に、裁判所が一時保護の延長承認審判につき「延長の必要性がない」と判断しても、その審判前に児童相談所が28条審判を申し立てたことで、一時保護が（児童相談所の判断だけで）長期にわたり継続されてしまった事案が発生しています。つまり、児童相談所の判断だけで司法の審査を回避できる仕組みになっているのです。

本来、一時保護が行われる全ての事案で2か月ごとに司法審査が行われるべきものであり、今回の法改正でこの点も見直しが必要だと思います。

【意見⑥】司法審査の対象から面会通信制限を除外すべきではありません

条約上も法律上も一時保護中の面会通信制限は例外であるべきとされています。しかし、実際の運用は「原則」として面会通信制限が行われています。面会制限の行政指導が行われ、保護者は従わざるを得ないのです。例えば、保護者が児童相談所から、子どもとの面会を条件に施設入所への同意を迫られたり、子ど

もや保護者が面会を何度求めても具体的な理由の説明もないまま口頭で面会を断られ続けたりする事例が複数明らかになっています²。

昨年には、面会を何度も求めていたにもかかわらず、特段の理由もなく半年間親との面会を断られ続けた児童が一時保護中に施設で亡くなるという大変痛ましい事例まで発生しています³。一時保護中の不当な面会通信制限は、家族の崩壊を招き、子どもの命も守れません。見直しは待ったなしの状況です。

今回の議論で司法審査の対象から面会通信制限を除外する理由はありません。

【意見⑦】具体的論点を詰める協議の場が必要です

今月5日の審議会で三者協議を経た「一時保護時の司法審査等について(案)」が突如示され、審議会での実質的な議論もほとんどないまま、今月16日には骨子案が示されました。審議会では委員から、「拙速な議論である」との指摘が出たほか、「現場の実務者間で論点を詰める場」が必要との意見もありました。

審議会の委員は、大半が児童相談所側の関係者であり、不当な親子分離を経験した子ども・保護者の立場で意見を言える委員が入っていないように思われます。こうした議論過程で、真に子どもの最善の利益を図る制度ができるのか、大変不安に思っています。

したがって、過剰な親子分離を経験した子ども・保護者側の視点で意見を述べられる当事者や有識者が加わったうえで、さらに「具体的論点を詰める」議論を経る必要があります。

以上

² 一例として、厚労省児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会第5回ヒアリングを参照してください。

³ 2020年10月に広島県西部こども家庭センターに一時保護されていた10代児童が施設で亡くなった事例。広島県による検証報告書は、「本事例における面会通信制限も、半ば慣例的なものであった」「本事例では、半年間を超える面会通信制限期間中、本児及び母は何度も面会を求めていたことからすれば、任意の協力を超えて実質的な強制性があったものと評価できる」としています。

埼玉弁護士会子どもの権利 委員会等

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 御中

骨子（案）に関する意見書

2021年11月29日

埼玉弁護士会子どもの権利委員会有志

わたしたちは、埼玉弁護士会子どもの権利委員会に所属する弁護士ですが、貴委員会第37回資料2「骨子（案）」（以下、単に「骨子（案）」といいます。）のうち、司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入するとの部分について、次のとおり、意見を述べます。

第1 意見の趣旨

司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入するにあたり、貴委員会において、一時保護を認める要件、一時保護状（仮称）の請求手続きについて、具体的に協議するよう求める。

第2 意見の理由

1 一時保護の要件について協議した結果が必要である

骨子（案）は、「一時保護の要件の明確化にあたっては、子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点にも十分留意する。」と述べ、法制化の方針を明らかにしている。

しかしながら、骨子（案）には、いかなる場合に一時保護を認めるのか、という要件について、明確な提案がない。現行の児童福祉法では、児童相談所長は「必要があると認めるとき」に一時保護を行わせることができると規定しており、また、一時保護の目的として、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」と規定している（児童福祉法33条1項）。

一時保護の開始の判断について新たな司法審査を導入した場合、「児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する」目的でなされる一時保護（以下、「調査目的保護」という。）が認められるのか明らかでない。

一時保護の開始の判断について新たな司法審査導入の目的は、一時保護を必要最小限のものとすることにあると考えられる。この点は、骨子（案）の冒頭において、より一層判断の適正性の確保や手続きの透明性の確保が必要である理由として、一時保護が、行動の自由など子どもの権利や親権行使等に対する制限であることを指摘している。そうすると、調査目的保護は、子どもに対する虐待のおそれの有無、程度が明らかでなく、この点を調査する目的での一時保護であるから、子どもの権利等に対する最小限の制限とはいえず一時保護を認めないと判断されることも危惧される。

他方で、骨子（案）は、「子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点」に留意することも求めている。子どもに対する虐待のおそれがあると考えられるが、具体的に疎明することができない場合に、調査目的保護を認めることは、子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用に直結すると考えられる。

このように、一時保護の要件は、子どもの権利等と子どもの最善の利益とが対立することになる場面である。したがって、この点について、現行の児童福祉法にもとづく運用を追認するのか、新たな方向を選ぶのか、は、要件論の最も重要な点である。

このほか、現在の実務では、一時保護の機能として、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔または子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難または不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導が行われている（令和2年3月31日厚生労働省子ども家庭局長「一時保護ガイドラインについて」5頁）。このような短期入所指導のために一時保護を利用することを引き続き認めるのかは、「子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点」からは明らかでない。短期入所指導のた

めの一時保護が認められるか否かについても、一時保護の実務に影響すると考えられる。

骨子（案）では、「一時保護の要件を法令上明確化する。」としているのであるから、どのような要件の一時保護を認めることが、子どもの権利等に対する必要最小限の制限であり、子どもの最善の利益を守ることになるのか、が明らかでなければならない。

また、一時保護の要件が明確なものであるか否かについても、法制化に先立って検討を済ませる必要がある。一時保護の要件が明確であることは、一時保護状（仮称）の請求をする児童相談所にとっても、判断する裁判官にとっても、重要なことである。一時保護の要件が不明確であることは、児童相談所に一時保護状（仮称）の請求を躊躇させ、本来一時保護すべき事案で一時保護状（仮称）の請求を控え、あるいは、遅れた結果、子どもの生命身体自由が守れないこととなるおそれもある。一時保護の要件が明確なものであるか否かについて、児童相談所の実務を踏まえた検討が必要である。この点、骨子（案）では、裁判官が一時保護状（仮称）を発付するのは、「児童に対する虐待のおそれがあるとき等の一時保護の要件に該当すると認める場合は、明らかに一時保護を行う必要が認められないときを除いて」とされており、一時保護の要件とは別に必要性を消極的要件として掲げており、一層不明確となっている。

2 一時保護状（仮称）請求手続きについて実務を踏まえた検討の結果を記載すべきである

骨子（案）は、一時保護状（仮称）の請求手続きについて、「疎明資料は、裁判官による審査に足りるものであることを前提に、躊躇なき一時保護の運用や迅速性の要請が損なわれないようにするために相当程度簡素なものでも可能とすべきである。」としている。

確かに、過剰な資料の要求は、一時保護を躊躇わせ、「躊躇なき一時保護の運用や迅速性の要請」を満たさない。

しかしながら、逆に簡素にすぎる資料では一時保護の可否の審査が不確かなものになりかねない。そもそも一時保護時の司法審査を実施する目的は、一時保護を必要最小限のものとするためであるから、「裁判官による審査に足りるもので

あること」という前提を満たす簡素な疎明資料の意義については、児童相談所の実務を踏まえて具体的な検討しなければならない。「躊躇なき一時保護の運用や迅速性の要請」について、実質的に判断するためには、これまでの児童相談所における実践とそれに対する積極消極両面からの評価が不可欠である。

3 貴委員会の役割

このように、要件論、手続き論は、いずれも「躊躇なき一時保護の運用や迅速性の要請」に直結するものであると同時に、一時保護時の司法審査を導入する根本的な目的に係る問題点である。にもかかわらず、この点についての記載のない骨子により貴委員会の議論が終了することは、必要な一時保護が行われず、子どもの生命身体自由に対する侵害となって、子どもの最善の利益を損なうおそれすら生じるといわざるをえない。

令和3年4月22日付け「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会とりまとめ」（以下、「とりまとめ」という。）では、「検討を行い、外部有識者等の意見も聴取した上で」とし、同検討会の第9回会議が同年11月15日に開催され、実務者で協議をすべきとの意見が複数の構成員から出されていたのであるから、その意見を十分尊重すべきである。

子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわないようにするための、要件の定立や、要求すべき手続きの内容の検討には、実務の経験と専門的な知見が必要である。それが、期待されているのは、貴委員会であるはずである。

4 法制化に先立つ決定が必要なその他の点

そのほかにも、少なくとも、次のとおりの課題が認められる。これらの点も、法制化に先立って協議・決定することが必要である。

(1) 一時保護される子どもの手続保障について更なる検討が必要であること

ア 骨子（案）では、「一時保護を行う場合」には、「子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの年齢等に応じて、その決定がなされる前に（緊急に一時保護を行った場合等は事後に）子どもの意向を聴取すること等によりその意向を把握してそれを勘案しなければならない旨、法令や通知等に規定する。」とある。

ところが、骨子（案）の一時保護に関する部分では、「疎明資料において、児童相談所等は、一時保護に対する子どもの意見及び親権者等の意見を可能な限り記載するもの」（１２頁）とされているのみで、司法機関による子どもの意見聴取は想定されていないようである。

子どもの意向を把握して勘案する方法として、何がふさわしいのか、について更なる検討が必要である。

イ 司法審査の対象となる一時保護について、骨子（案）では、「親権者等が一時保護に同意した場合」等は除くとされているが、一時保護をされる子どもの手続保障の観点からすれば、親権者等は一時保護に同意しているものの、子どもが一時保護に同意していないという場合にも、一時保護時の司法審査の対象とすべきである。

ウ 一時保護をされる子どもの手続保障の観点からすれば、子どもにも分かりやすく、子ども自身が申し立てやすい簡便な不服申立手続を設けることについて更なる検討が必要である。

エ 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会第９回において、同検討会で、保護者のヒアリングを実施したのみで、一時保護所の子どもの声を聴いていない点が課題として指摘されていたのであるから、一時保護所の子どものヒアリングをした上で、更なる検討が必要である。

(2) 親権者等の手続保障について更なる検討が必要であること

司法審査をするにあたっては、親権者等の手続保障も必要となるが、親権者等からの保護のために、子どもの居所を非開示にする必要のある事案もあり、また、子どもの供述や意向がそのまま親権者等に伝えられることは親子再統合の妨げとなることも考えられる。

したがって、親権者等の手続保障と子どもの最善の利益をどのように調整するのか、についても、更なる検討が必要である。

しかしながら、骨子（案）には、これに対する検討結果の記載がない。

(3) 一時保護状（仮称）の請求時期について

骨子（案）では、一時保護状（仮称）の請求時期について、「事前又は保護開始日から起算して７日以内」に書面で請求することとし、制度上、事前請求

を原則とするものではないとされている。

しかしながら、児童相談所の実務を踏まえれば、保護開始日から7日以内に書面で一時保護状（仮称）の請求をすることは、事実上、ほぼ不可能であるとの懸念があり、これに対する対処方法が明らかとなっておらず、児童相談所の実務を踏まえて更なる検討が必要である。

(4) 管轄裁判所について

骨子（案）では、一時保護の司法審査を実施する管轄裁判所は、明らかにされていない。

しかしながら、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会第9回会議において、家庭裁判所以外の地方裁判所、簡易裁判所も管轄裁判所とすると、児童相談所のケースワークに不慣れな裁判官が判断することにもなり、適切な判断がなされるか不安であるとの懸念が示されていた。

したがって、管轄裁判所に関し、更なる検討をして結果を示す必要がある。

5 まとめ

以上のとおり、骨子（案）には、一時保護の要件について具体的な記載がなく、一時保護状（仮称）の請求手続きについて検討が必要な事項について協議された結果が記載されておらず、また、更なる検討が必要であるので、意見の趣旨記載のとおり、意見を述べる次第である。

以上

作成者（五十音順）

伊 奈 達 也	梅 田 沙 知	大 倉 浩	河 内 智 子
川 澄 馨 子	川 原 祐 介	久 能 由 莉 子	小 屋 野 匡
佐々木 規 雄	庄 田 優	田 中 浩 介	原 田 茂 喜
松 山 馨	宮 崎 裕 悟	宮 西 陽 子	森 田 智 博

【補足資料】

令和 3 年 11 月 30 日

弁護士 大倉 浩

(特定非営利活動法人 子どもセンター・ピッピ 理事長)

意見書

子どもが安心して生活できる場所を

私は、埼玉弁護士子どもの権利委員会の弁護士とあわせて埼玉県で子どもシェルターを運営する特定非営利活動法人の理事長をしております。

一時保護の開始時に司法審査を導入することによって、保護者等からの分離が認められず、子どもの生命身体自由が損なわれることのないようにしていただきたいと思います。

先日、13 歳の女子から、家にはいられないから家を出た、シェルターに入れるなら入りたいが、だめなら繁華街に行くという電話を受けました。私たちのシェルターは令和 3 年 9 月まで休止しており、同年 10 月にシェルターを再開したのですが、再開すると、連日、入所の相談があります。相談者は、子ども自身や、学校などの支援者です。子どもたちには、安心して生活できる場所と、信頼できる大人が必要です。

子どもシェルターは、保護者等からの身体的・性的虐待、不保護のために家を出たいという子どもの緊急避難場所です。私たちは、子どもたちに対し安全で安心な場所を提供するとともに、弁護士に、入所した子どもの担当をお願いしています。

子どもシェルターへの入所は、児童相談所からの委託を受けた一時保護の制度を利用しています。ですから、児童相談所が、私たちのシェルターに一時保護の委託をしなければ、家を出たい子どもの緊急避難を援助することができなくなります。したがって、司法審査を導入することによって、児童相談所が一時保護委託に消極的になることは、子どもの利益になりません。司法審査の導入にあたっては、子ど

もの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点が取り入れられるとのことですので、ぜひそうしていただきたいと思います。

児童相談所が一時保護委託に消極的になるのではないかと、私たちが懸念している理由のひとつに、司法審査に要求される証明の程度があります。一時保護のはじめに、虐待について高度の証明をすることはほとんど不可能です。子ども本人や支援者からお話を聞くと、子どもが受けた虐待について語ることはできるのですが、子どもの話以外に、傷の写真や診断書など客観的な証拠があることはほとんどありません。ですから、子どもの話以外の証拠がなければ、一時保護が認められないとすると、今、シェルターで受入れている子どもたちを守れないことになります。そうならないようにしていただかなくてはなりません。

また、私たちのところに連絡がある事案は、どれも緊急のものばかりです。司法審査の準備のために一時保護が遅れるということになれば、助けられる子どもを助けられないことになります。緊急の一時保護が直ちに認められるようにしていただく必要があります。さらに、その後の司法審査の手続きが難しいということになると、やはり児童相談所は緊急の保護に躊躇するかもしれません。そうならないようにしていただかなくてはなりません。

加えて、子どもが分離を希望しているということも、一時保護を認める必要が高いといえます。ですから、子どもの意向が司法審査の判断者に届く仕組みが必要です。子どもの意向が司法判断に反映することは、子どもの意見表明権の保障の観点からも重要なことです。したがって、子ども自身の意見が、司法審査の判断者に届けられる仕組みはぜひ設けていただきたいと思います。

以上のとおりですので、骨子（案）の内容にもとづいて法制化がすすめられるとすると、児童相談所が一時保護に消極的になり、そのために、保護者等からの分離が認められないことになるのではないかと危惧しています。この骨子（案）にもとづいた法制化には反対です。司法審査の導入のために保護者等からの分離が認められず、そのために、子どもの生命身体自由が損なわれることのないようにしていた

だきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。